

○総務省令第五十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十九日

総務大臣 川端 達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の九の二第三項中「四分の一」を「十分の一」に、「すべての」を「全ての」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。